

# 豪州中小企業貸付インカム・ファンド 3号

## 匿名組合契約締結前交付書面

### (重要事項説明書)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

－重要－

この書面をよくお読みください

「契約締結前交付書面（重要事項説明書）」（以下「本書面」といいます。）は、金融商品取引法第37条の3の規定により、ご契約前に必ずお渡しする書面です。本書面には、金融商品のお取引を行っていただく上で、重要となるリスクや留意点が記載されておりますので、投資にあたってはあらかじめ本書面を十分お読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認の上で内容を十分理解されますようお願い申し上げます。

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社（以下文脈に応じて「当社」又は「私募取扱業者」といいます。）は、第二種金融商品取引業者であり、本書面に記載される匿名組合出資持分の取得勧誘を行っています。

お客様が締結されようとしている匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といい、本匿名組合契約に係る組合を「本組合」といいます。）は、ジェネシス合同会社（以下「営業者」といいます。）が実施する有価証券への投資事業（以下「本営業」といいます。）から生ずる利益の分配を受けること等を内容としています。また、営業者は、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社と投資一任契約を締結し、運用権限の全部を委託します（運用権限の受託者としての TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を以下「運用会社」といいます。）。

本匿名組合契約に基づく利益の分配は確定したものではなく、営業者の業務の変動若し

くは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、又は投資先の有価証券の価格変動、元本毀損するなどの理由から、お客様が損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。

本書面には、お客様が、本匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分（以下「本ファンド持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。なお、本書面で用いられる用語については、営業者との間の本匿名組合契約において適用又は参照している箇所もございますので、本匿名組合契約も適宜ご参照いただきながら、本書面をお読みください。

#### 手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関して お客様が支払うべき対価に関する事項

本匿名組合契約に関して、お客様には以下の手数料等をご負担いただきます。

(1) 銀行振込手数料

お客様には、本匿名組合契約に基づき出資されるときに、銀行振込手数料をご負担いただきます。

※銀行振込手数料については、金融機関により相違及び変動するものであり、事前に手数料率等を示すことができません。

※営業者がお客様の銀行口座宛てに出資金又は分配金等を送金する際の銀行振込手数料は営業者が負担します。

(2) 解約手数料

該当ありません（本匿名組合契約は、後記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による中途解約はできません。）。

(3) 譲渡手数料

該当ありません（お客様は、営業者が事前に書面又は電子的手段にて承諾する場合を除き、本匿名組合契約により取得した本ファンド持分を譲渡できません。）。

(4) 営業者報酬

営業者は、本営業に対する報酬を受領しないものとします。

(5) 販売報酬

お客様毎の出資金に0.725%（消費税込み）を乗じた額を契約期間開始時に販売報酬として私募取扱業者に対してお支払いいただきます。

(6) 有価証券取得等に係る売買手数料等

営業者が運用会社を通じて行う有価証券の売買に伴う売買手数料及び送金手数料、外貨建て資産への投資に伴う為替手数料は、組合財産から支払われます。なお、売買等費用は売買等の相手方等により相違・変動するものであり、事前に料率等を明示することができません。

(7) 一任運用報酬

出資金総額に対して0.725%（消費税込み）相当額を契約開始時に組合財産から運用会社に支払います。

本匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

本ファンド持分は、元本が保証されているものではありません。また、お客様の損失についても補填されません。

本ファンド持分の取得にあたりましては、本書面をあらかじめよくお読みいただき、特性やリスクを十分にご理解いただいた上で、お客様ご自身の判断と責任において取引していただきますようお願い申し上げます。なお、以下のリスクは、主なリスクとして提示させて頂いているものであり、これらに限られません。

1. 本ファンド持分に関するリスク

(1) 元本毀損及び損失リスク

本ファンド持分は、元本の返還が保証されているものではありません。お客様の出資金額の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在しているほか、お客様の損失についても補填されません。

(2) 匿名組合出資の流動性リスク

お客様は、本組合の事業を運営する営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本匿名組合契約、本ファンド持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡し、担保設定その他の処分をすることができません。そのため、本匿名組合契約に基づく権利は換金性が著しく乏しい点にご留意ください。詳細は、後記「匿名組合出

資持分の売買の機会に関する事項」をご確認ください。

(3) 利益配当金の分配、出資金の返還事務に伴うリスク

営業者は、匿名組合員であるお客様に対し、自ら又は第三者を通じて利益配当金等の分配事務・出資金の返還事務を行う予定です。しかし、何らかの理由によりお客様への利益配当金の分配・出資金の返還のための匿名組合員の情報が不正確であった場合、振込指定口座への振替・振込に事務上の齟齬があり、適時に事務の履行がなされなかった場合、又はその他営業者若しくは第三者による事務的過誤が発生した場合には、お客様に対する利益配当金の分配・出資金の返還が遅滞する可能性があります。

2. 投資先商品に関するリスク

本組合は、主にオーストラリア籍投資信託に投資することを資金目途とするオーストラリア籍債券（Note）である「Remara Credit Opportunities Note 3」（以下、本項において「投資先商品」といいます。）への出資を目的とします。投資先商品は、豪州の中小企業向けローン担保証券に投資します。したがって、営業者が投資する投資対象の有価証券の運用成果によっては、お客様が出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。具体的には以下の通りです。

①価格変動リスク

本組合の主な投資先である投資先商品が保有する金銭債権の資金ポートフォリオ（以下「資金ポートフォリオ」といいます。）の価値は変動する可能性があります。

②資金ポートフォリオの流動性リスク

投資先商品が保有する資金ポートフォリオの大部分は、取引頻度が低いため、取引の成立までに時間を要することが想定されます。資金ポートフォリオを売買しようとする場合、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。

③ビジネスリスク

投資先商品が保有する資金ポートフォリオの運用に失敗し、想定した収益を上げられないリスクがあります。

④信用リスク

投資先商品は豪州の資金ポートフォリオに対して投資を行いますが、経済状況の悪化や倒産などによって、投資先商品の純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

⑤確率変動リスク

本組合は投資先商品が保有する資金ポートフォリオの利益を主な収益源としますが、貸付け先の動向によって、計画とおりに収益を得られないリスクがあります。

⑥金利変動リスク

実質金利について、短期的に急激な金利変動があった場合は、投資先商品の受益証券の1口当たり純資産価額に影響を及ぼす要因となり得ます。

⑦為替変動リスク

本ファンドの投資先商品では組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。豪ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、豪ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日豪の金利差がヘッジコストとなります。為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

⑧カントリーリスク

投資先商品は、最終的に豪州を中心とする貸付けに関連する資金ポートフォリオに投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因の影響を受ける可能性があります。

⑨外国籍債券（Note）に関するリスク

投資先商品は外国籍投信に投資することを資金目途とするオーストラリア籍債券（Note）であり、設立された国・地域の法令に基づいて設立・運営されています。将来、根拠法令の改正などによって、存続できなくなる可能性があります。

⑩資金ポートフォリオの所有形態のリスク

投資先商品が保有する資金ポートフォリオは所在国の法規制に服しますが、現地の法規制は日本の法規制と異なる可能性があります。また、政府による規制、政治体制、現地の経済及び税法の変化が、投資先商品が保有する資金ポートフォリオの全部又は一部に悪影響を及ぼすことがあります。所在国の管理当局は、投資先商品が保有する資金ポートフォリオについて保証しておらず、本組合は投資先商品の英文目論見書の内容について責任を負うこともありません。

3. 営業者、運用会社及び私募取扱者の信用等に関するリスク

営業者、運用会社及び私募取扱者が、その業務又は財産の状況の変化により支払不能に陥り、又はこれらの者に対して破産、会社更生、民事再生な

どの各種法的倒産手続の申立てがなされる可能性があります。これらに該当することとなったような場合には、本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、さらには出資金の返還が行われなないなどにより損失が生じるリスクがあります。お客様が営業者に対して有する支払請求権（出資金返還請求権及び匿名組合利益分配請求権をいいます。以下同じ。）には、何ら担保が付されていません。また、本営業における収益が発生したとしても、本営業において利益分配前に多額の費用や損失が発生した場合においては、お客様に分配するための十分な利益を確保できず、分配金額の全部又は一部の支払いが行なわれなないリスクがあります。さらに、営業者が破産などの法的倒産手続に移行した場合には、お客様が営業者に対して有する支払請求権は、他の優先する債権に劣後して取り扱われます。そのため、法的倒産手続の中で、他の優先する債権については支払いがなされ、回収が図られた場合であっても、お客様が有する支払請求権については一切支払いがなされなないリスクもあります。

4. その他のリスクについては後記「5 本契約のリスクについて」をご覧ください。

#### 本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無

お客様が営業者と締結する匿名組合契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はございませんが、本契約は電子申込型電子募集取扱業務に係る取引に該当するものであるため、申込みをした日を含めて 8 日以内であれば、その申込みを撤回し又はその申込みに係る契約を解除することができます。

##### **【お手続き方法】**

当社が運営する投資ウェブサイト「トラノコ PLUS」上の「クーリング・オフお申込みフォーム」からお手続きください。

#### 匿名組合出資持分の売買の機会に関する事項

お客様は営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本匿名組合契約、本ファンド持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡し、担保設定その他の処分をすることができません。そのため、本匿名組合契約に基づく権利は換金性が著しく乏しい点にご留意くだ

さい。

くわえて、本匿名組合契約の解除及び終了も本匿名組合契約に規定されている場合を除き認められていません。

さらに、本ファンド持分の流通市場が存在しないため、譲渡は相対取引によらざるを得ず、譲渡しようとしてもその権利の移転は営業者に認められないことがあります。そのため、買い手が限定され売却が困難となる場合があります。

また、営業者の承諾があったとしても、相対取引における本ファンド持分の売却が可能か否かについては、金利動向や為替相場等の金融環境変化により影響されることがある他、他の金融商品に対する投資との比較における優劣、市場環境や将来的な景気動向等によって左右されることがあります。この場合、譲渡による換金・投下資本の回収を適時に行うことができず、さらには低廉な価格での譲渡を余儀なくされる可能性があります。

#### 金融商品取引法上の開示義務について

本匿名組合契約に基づく権利取得の申込みの勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていません。

#### 当社役職員のファンド購入条件について

当社が取り扱う全ての組合契約（ファンド）は、当社役職員が購入する場合があります。

当社役職員が当社の取り扱うファンドを購入する際の購入条件は、一般のお客様と同一であり、当社役職員が手数料等について有利に扱われることはございません

投資にあたっては、以上のような本匿名組合契約の特性（詳細は本書面をお読みください。）を理解した上で、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において投資を行って下さい。ご不明な点がございましたら、私募集扱業者である当社までお問い合わせください。

## 1 営業者等の概要

### 営業者

ジェネシス合同会社

代表社員：一般社団法人国際投資基盤機構

職務執行者：高橋法彦

住所：東京都港区六本木一丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー40階

### 私募取扱業者（第二種金融商品取引業者）

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

代表取締役：ジャスティン バロック

（関東財務局長（金商）第384号）

東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー36階

TEL：03-6432-0780

Email：help@toranotecasset.com

URL: <https://toranotecasset.com/>

## 2 金融商品取引契約の概要

・お客様にご契約いただく金融商品取引契約（本匿名組合契約）は、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定される匿名組合契約です。匿名組合契約とは、出資者が営業者の営業のために出資をし、営業者が、その営業から生ずる利益を分配することを約するものです。

・お客様と営業者が締結することとなる本匿名組合契約においてはお客様が出資者、ジェネシス合同会社が営業者となり、お客様は本匿名組合契約に基づく本ファンド持分を取得することとなります。

・お客様から出資された金銭（以下「本匿名組合員出資金」といいます。）は、お客様以外に、営業者との間で匿名組合契約を締結して、本ファンド持分を取得することとなる出資者（以下「その他匿名組合員」といい、匿名組合員としてのお客様及びその他匿名組合員を総称して「本匿名組合員」といいます。）が本営業のために出資した出資金（以下「その他匿名組合員出資金」といいます。）と合算して、営業者が運用会社を通じて有価証券（特定の豪州債券（Note）（Remara Credit Opportunities Note 3）を指し、詳細は23頁をご参照ください。以下、かかる豪州債券（Note）を「投資対象債券」といいます。）による運用を行う投資事業に充てられます。

・本営業では、営業者が本営業のために拠出された本匿名組合員出資金及びその他匿名組合員出資金（以下、総称して「匿名組合員出資金」といいます。）をもって運用会社を通じて投資対象債券による運用を行う有価証券等への投資を行い、当該有価証券等の売却益、償還益、及び配当金・分配金等を受け取るものです。

・これら売却益、償還益、及び配当金・分配金等から、前記の「手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関してお客様が支払うべき対価」を差し引いた残額がお客様に対する投資元本・利益分配の原資となります。

### 3 本組合の資金使途及び営業者の事業計画の内容

#### (1) 本組合の資金使途

本匿名組合は運用会社に対し有価証券等による運用権限を委託の上で、運用会社において有価証券等の投資を行う目的の事業及び当該事業に係る営業者の運営に使用します。

#### (2) 本組合の営業者の事業計画の内容

募集期間終了後、前述のクーリング・オフ可能期間経過後に諸経費等を控除後の出資金を後述 13-(10) に記載の有価証券への投資を実行し、各計算期間毎に当該有価証券から得られる分配金および償還する方法にて収益の獲得を目指します。

### 4 本組合に関する審査体制及び審査結果の概要

当社は本組合の組成に関し、営業者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約について募集又は私募の取扱いを行うことに妥当と判断しました。

但し、当社による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものではありません。

審査内容は以下のとおりです。

#### (1) 当社の審査態勢（審査体制、審査手続き）について

当社が定める「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」およびその細則に基づき、取締役、コンプライアンス部長で構成される案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

不承認のファンドについては取扱いを行わない、若しくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

案件審査会では、営業者に関する審査資料一式を元に、以下の項目について審議いたします。

- ・事業等の実在性
- ・資金調達者としての適格性
- ・財政状態及び経営成績

- ・事業等の計画及び見通し
- ・事業等のリスクに関する検討
- ・資金調達額、その用途
- ・発行者と当社との間の利害関係の状況
- ・分別管理の状況を含む経理の状況
- ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況
- ・適切な情報提供を行う体制等

## (2) 審査結果の概要について

- ・事業計画において示されている利益、費用の見込みその他の各種想定について、その設定の合理性等について審査を行い、妥当と認めました。
- ・事業の主たるリスクは、投資対象債券の価格変動リスク、為替リスク、流動性リスク、確率変動リスク及び金利変動リスクであることから、これらの点について分析・評価を行い、妥当と認めました。
- ・調達する資金の調達額と取得予定の投資対象債券の価格及びその取引に係る諸費用の合計額を確認し、その用途が妥当と認めました。
- ・営業者と当社との間の利害関係の状況について、当社は営業者の議決権を保有せず、他の独立した一般社団法人が保有する仕組みを構築することにより、当社から直接影響力を行使することができないことといたします。但し、当社は、営業者の本営業に係る運用権限の全部を受託しております。この点に関して、当社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集取扱業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に則って審査の独立性を確保した上で、適切に審査しました。
- ・経理の状況について、営業者が行う他の営業に係る財産及び営業者の固有財産と匿名組合員出資金とは適切に分別管理されることを確認しました。
- ・原始書類の保存が適切に行われているかといった観点から審査を行い、適切と認めました。

## 5 本契約のリスクについて

- ・本契約は元本が保証されているものではありません。
- ・お客様が行う金融商品取引行為に関するリスクについて、前記「本匿名組合契約締結にあたってのリスクについて」に記載のもののほか、以下のものがあります。

(1) 営業者の信用状況による影響

営業者について、倒産手続の開始、その財産についての仮差押え若しくは差押え、又はこれに類する処分がなされた場合は、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

又、本匿名組合契約においては、営業者はお客様から金銭の出資を受けることとなります。当該出資金は、出資された時点から営業者の資産となりますので、前段のほか、監督官庁による行政処分や金融機関との取引停止等、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金の一部又は全部を返還することができないこととなる可能性があります。

営業者は、当該出資金を後記「13 出資対象事業の運営に関する事項 (8) 分別管理の方法」に記載する分別管理用預金口座（以下「本分別管理用預金口座」といいます。）にて適切に分別管理をおこないますが、破産法、民事再生法その他の倒産手続が開始された際、当該出資金が破産財団に組み込まれるリスクがあります。この場合、お客様に対して出資金の一部又は全額の返還をすることができないこととなる可能性があります。

(2) 取引先金融機関の信用リスク

営業者が預金口座を開設する金融機関が破綻した場合等、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

(3) 税制上のリスク

本営業に関連する税法（日本法に限りません。）の規定又はその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

(4) 法制度の変更のリスク

本営業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があり、その場合、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(5) 突発的要因に伴うリスク

金融市場の混乱、営業者その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(6) 事業が実行されないリスク

本営業の投資対象となる有価証券への投資に関し、投資実行前に運用会社が当該投資の全部又は一部を実行しないと判断した場合、お客様の出資金は運用されること

なく返金される場合があります。また、申込期間内に申込総額が最低成立金額に達しない場合、本匿名組合契約は成立しないことになり又は本匿名組合契約が解除され、営業者が既に受け入れた金銭があるときは、お客様に返金されます。

#### (7) 利益相反に関するリスク

営業者及び運用会社並びにその関係会社等(以下「関係会社等」という。)は、本営業に関し、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。例えば、営業者が投資する有価証券の発行者とコンサルティング契約を締結することができ、この場合、投資対象となる有価証券の発行者から関係会社等に対して報酬が支払われます。また、関係会社等は本営業と同種若しくは類似の営業又は他の匿名組合に係るアセット・マネジメント業務を行い又は将来行う可能性があり、営業者とともに関係会社等が同一の有価証券を保有又は取得する場合、営業者と関係会社等が特定の有価証券の取得に関して競合する可能性や、当該関係会社等が営業者と利益が相反する投資行動をとることがあり、これらのときは匿名組合員の利益が害される可能性があります

### 6 本匿名組合契約に関する租税の概要

- ・本匿名組合契約に基づき、お客様が出資割合に応じて受領する利益分配金は、雑所得(※1)として総合課税され、当該金額の20.00%相当額(但し、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に確定した利益分配金に関しては復興特別所得税を含めた20.42%(※2))相当額が税法に基づきお客様の所得税として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、当該分配金から源泉徴収分を控除した後の金額となります。
- ・お客様が法人の場合には分配を受け又は負担をすべき部分の金額を計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています。また個人である場合には原則として税金の申告(確定申告)をお客様ご自身で行う必要があります。一方で、例えばお客様が給与を1か所から受けており、雑所得(分配金を含む。)の合計が20万円を超えない場合は所得税の確定申告を行う必要はないものとされています。
- ・その他、租税に関する詳細については、税理士等の専門家にご確認ください。
- (※1) お客様によっては、雑所得として認識されない場合もございますので、税理士等の専門家にご確認ください。
- (※2) 税率は本書面作成日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。

### 7 本匿名組合契約の終了の事由がある場合、その内容

#### (1) 運用終了日の到来による終了

本匿名組合契約は、本匿名組合契約別紙3「条件表」に定めた運用終了日をもって

投資した有価証券を売却することにより処分した回収金及びその他の費用のお客様に対する分配を全て完了した時点をもって終了するものとします。

(2) 破産手続開始決定等による終了

(1) のほか、本匿名組合契約は、商法第 541 条に定める事由又は営業者について以下に定めるいずれかの事由が発生した場合に終了します。

- ① 破産手続、民事再生手続、特別清算その他倒産手続の開始の申立てがなされた場合
- ② 解散決議を行った場合、解散命令を受けた場合、又はその他の事由により解散した場合（合併に伴って解散した場合を除く。）
- ③ 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 支払不能、支払停止となった場合
- ⑤ 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされた場合
- ⑥ 上記各号のほか、営業に必要な免許の取消し、業務停止又は主要取引先の取引又は支払いの停止等、本匿名組合契約の存続が困難となるやむを得ない事由が発生したと営業者が判断した場合
- ⑦ 営業者及び本匿名組合員が別途書面により合意した場合

(3) 営業者による契約の解除による終了

営業者は、以下のいずれかの事由が発生した場合、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができます。

- ① お客様に民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し、破産手続を除きます。）の開始決定がなされた場合
- ② お客様が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合。
- ③ お客様が本匿名組合契約に違反した場合（但し、その治癒が可能である場合には、当該違反の治癒を求める旨の通知が営業者からお客様に対して発送された日から 10 日間当該違反が継続した場合に限ります。）
- ④ お客様が「トラノコ PLUS」の利用規約に従いユーザーとしての資格を喪失した場合

(4) お客様による契約の解除による終了

お客様は、本匿名組合契約の締結の申込をした日から 8 日間を経過するまでの間、営業者に対して当該申込を行った「トラノコ PLUS」上の専用ページにて申込取消し又は本匿名組合契約の解除の操作を行うことにより、本匿名組合契約に係る申込を撤回し、又は本匿名組合契約を解除できます。本（4）に基づく解

除によってお客様は、当然に出資の義務を免れるものとし、営業者が出資金を既に受領している場合には、利息を付さずにこれを速やかにお客様の指定する口座に振込む方法により返還します。

(5) 申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合の終了

申込期間（但し、私募取業者の裁量により延長した期間を含みます。以下同じ。）の最終日に、本匿名組合員から申込のあった本匿名組合契約について、申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合、営業者は、私募取業者をして、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約及び他の匿名組合契約が成立しない旨を通知するものとし、

また、お客様が案件成立通知を受領した後、申込期間の最終日において、本匿名組合契約第 14 条第 2 項による解約その他の事由により申込総額が最低成立金額を下回る場合、本匿名組合契約は当然に解除されるものとし、本（5）に基づき本匿名組合契約が解除された場合、本匿名組合契約は初めよりなかったものとみなされ、営業者は、お客様より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭は「トラノコ PLUS」の利用規約の定めに従い当該本匿名組合員に返還するものとし、営業者及び私募取業者はこれ以外のいかなる責任も負わないものとし、

## 8 金融商品取引業者（私募取扱業者）の概要

- ① 商号：TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
- ② 本店所在地：東京都港区虎ノ門4-3-1  
城山トラストタワー36階
- ③ 登録番号等：（第二種金融商品取引業者）  
関東財務局長（金商）第 384 号
- ④ 設立年月日：1998 年 7 月 31 日
- ⑤ 資本金：1 億円
- ⑥ 代表者：代表取締役 ジャスティン バロック
- ⑦ 主な業務：第二種金融商品取引業、投資運用業

## 9 金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- (1) 金融商品取引業者である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業であり、その業務は、集団投資スキーム持分（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げられる有価証券とみなされる権利）である匿名組合出資持分の私募の取扱いです。当社は、自身が運営する組合ファンド投資ウェブサイト「トラノコ PLUS」（以下、当該ウェブサイト当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。）におい

て、本営業及び本営業と同種の出資対象事業に出資して資産の運用を行いたいという意向をお持ちのお客様を募り（私募の取扱い）ます。

- (2) 具体的には以下の流れで取引が行われます。
- ① 当社の定めるトラノコ PLUS 利用規約第 1 条第 3 項・第 5 項・第 8 項、及び第 2 条第 3 項の手続を経て、本サービスに会員登録を完了していただきます。
  - ② 後記「12 出資対象事業持分（本ファンド持分）取引契約に関する事項」の  
(3) 及びトラノコ PLUS 取引取扱規程で定める手続を経て、本契約の申込み及び締結をおこなっていただきます（当該手続完了日を以下「締結日」といいます）。
  - ③ 営業者は、本匿名組合員出資金を本分別管理用預金口座にて、その他匿名組合員出資金と合算して、有価証券等による投資を行い、運用期間終了時において当該有価証券等を売却等による処分する方法をもって投資資金の回収を行います。
- (3) 当社は訪問又は電話による勧誘は行いませんが、当社が実施するセミナーや説明会等においてお客様に、勧誘を行う場合があります。

## 10 お客様が私募取扱業者に連絡する方法

(書面でのご連絡方法)

〒105-6036

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 36 階

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

(お電話又でのご連絡方法)

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

TEL：03-6432-0780

(月～金・9:00～16:00・祝日等を除く)

(E-mail でのご連絡方法)

E-mail：help@toranotecasset.com

## 11 私募取扱業者（金融商品取引業者）が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無

(1) 金融商品取引業協会について

私募取扱業者は、以下の金融商品取引業協会へ加入しております。

(名称) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(所在地) 東京都中央区日本橋茅場町 2-11-2

(電話番号) 03-6910-3980

(2) 対象事業者となっている認定投資者保護団体

私募取扱業者は、以下の法人が実施する認定投資者保護団体の業務に関する対象事業者となっております。

(名称) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

(所在地) 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

(電話番号) 0120-645-005 (月～金・9:00～17:00 祝日等を除く)

(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置

私募取扱業者は、上記(2)、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。

(※) 私募取扱業者は、第二種金融商品取引業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに利用登録を行っております。又、私募取扱業者が加入している上記(1)一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、同センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

## 12 出資対象事業持分 (本ファンド持分) 取引契約に関する事項

(1) 出資対象事業持分の名称

豪州中小企業貸付インカム・ファンド 3号

(2) 出資対象事業持分の形態

商法第 535 条の匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分

(3) 本匿名組合契約の締結の申込みに関する事項

① 会員登録手続

お客様は営業者と本匿名組合契約を締結するため、トラノコ PLUS 利用規約第 1 条第 4 項・第 9 項、及び第 2 条第 3 項の手続により会員登録するものとします。

② 契約締結の申込

イ) 営業者は、本サービスにおいて、本営業を含む複数の匿名組合ファンドを表示するものとします。

ロ) お客様は、それらの匿名組合ファンドの中から、出資を希望する匿名組合ファンドを選択して、申込手続画面の流れに従って、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。

ハ) 私募取扱業者がお客様の本匿名組合契約の申込みを有効と判断し、かつ申込総額が最低成立金額に到達した場合、営業者は、私募取扱業者をして、当該申

込みが受注された旨をお客様に対して通知（以下「契約成立通知」といいます。）します。

ニ) お客様には、契約成立通知を受領した後、払込期間中に、営業者の本分別管理用預金口座へ出資金の全額をお振込みいただき、当該振込みを営業者が確認した時点で本匿名組合契約は成立するものとします。

ホ) 申込期間中に申込総額が目標募集額に到達した場合、当該到達以降の目標募集額以上の申込額に係る申込みは無効なものとして取り扱われます。

ヘ) 申込期間の最終日に、匿名組合員出資金の額が最低成立金額に達しなかった場合には、本匿名組合契約は成立しないものとします。

ト) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する詳細

出資募集金額の総額	150,000,000 円 出資は、出資のお申込み順に金額に達するまで受け付けます。出資のお申込みの金額の一部が上記金額を超過した場合、当該申込は無効となります。 また、上記金額に達していなくても、本匿名組合契約を締結されるお客様の合計人数が 499 名となった場合には、以降のお申込みができなくなります。
出資募集価格 (1 口あたりの出資金額)	1 円
最低申込金額	100,000 円 (100,000 口)
追加出資単位 (お客様が最低出資金額以上の出資をする場合の出資単位)	1 円 (1 口) 単位
上限出資金額 (お客様が出資可能な上限金額)	お客様あたりの上限はありません。なお、著しく高額となる場合は当該申込を無効とする場合があります。
目標募集額 (最低成立金額)	60,000,000 口 (60,000,000 円) ※募集期間内に目標募集金額 (最低成立金額) に達しない場合、募集は中止となり出資金が返金されます。

申込期間	2026年6月4日から2026年6月18日まで。 但し、申込期間中に投資者より有効に申込みれた出資申込金額の合計額が出資募集金額の総額に到達したとき又は本匿名組合契約を締結されるお客様が合計で499名となったときは、営業者は、その裁量により、申込期間を前倒して終了することができます。
申込の方法	上記イ～ニの方法をもって申込を行うものとします
応募代金の管理	募集申込金は、営業者の本分別管理用預金口座にて営業者に振込みいただき、営業者において、営業者の固有財産と分別して管理します。
当該有価証券の取得に係る出資申込金額が出資募集金額の総額を上回る場合及び目標募集額を下回るにおける出資申込金額の取扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額を上回る場合 お申込みの金額の一部が上記「出資募集金額の総額」を超過した場合、当該申込は無効となり、以降のお申込みができなくなります。</li> <li>・目標募集額（最低成立金額）を下回る場合 本匿名組合契約は無効となり、払い込まれた出資金は返金されます。</li> </ul>

(4) 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

お客様には、本匿名組合契約の締結に際して、営業者の本分別管理用預金口座へ出資金の全額をお振込みいただきます。お振込みいただいた出資金は、その他匿名組合員出資金と合算して営業者の有価証券等投資に充当します。当該出資金は、本匿名組合契約において明示的に規定される場合を除き、払戻しはいたしません。なお、出資金の払込みにかかる銀行振込手数料はお客様にご負担いただきます。

(5) 本ファンド持分に係る契約期間

本匿名組合契約の締結日から2026年12月31日まで。

(6) 解約の可否

本匿名組合契約は、申込期間が終了した後は、前記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による解約はできません。

(7) 解約に係る手数料

該当ありません（本匿名組合契約は、前記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による中途解約はできません。）。

(8) 譲渡に制限がある場合、その旨及び当該制限の内容

お客様は、営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本ファンド持分を譲渡し、又は担保に差し入れるなど、いかなる処分も行うことができません。

(9) 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定め

該当ありません。

(10) 出資対象事業に係る財産に対するお客様の監視権の有無及びお客様が当該監視権を有する場合は、その内容

お客様は、商法第 539 条に基づいて、営業者に対して、本営業に係る業務及び財産の状況を調べることができます。なお、業務及び財産の状況についてはお客様ご自身で判断を行う必要があります。

また、お客様は、営業者から、各計算期間の最終日の属する月の翌々月末日までに、本匿名組合契約第 12 条第 2 項各号の情報を記載したファンド報告書（一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第 24 条第 1 項に定める情報を含みます。）を、本サービスを通じて交付を受けます。但し、当該ファンド報告書面について、公認会計士又は監査法人による外部監査は行われません。

(11) 出資対象事業に係る財産の所有関係

本営業に係る財産の所有権は全て営業者に帰属し、お客様はこれに関して持分又は所有権その他いかなる権利も有しません。

(12) お客様の権利及び責任の範囲に関する事項

①お客様は、営業者に対して、商法第 539 条に基づいて、本営業に係る財産の状況を確認することができます。

②本営業に係る財産の所有権は、全て営業者に帰属し、お客様はこれに関して持分又は所有権その他いかなる権利も有しません。

③お客様は、自ら直接第三者に対して責任を負うことはありません。お客様は、営業者との本匿名組合契約に関して、本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみ、責任を負います。

④お客様が本匿名組合契約に基づいて取得される本ファンド持分は、商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく出資持分です。お客様は、本匿名組合契約に基づき、本営業から生ずる利益について、その分配を請求する権利を有しております。

(13) 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合のお客様の損失分担に関する事項

本営業に係る財産が損失により減じた場合には、本匿名組合契約に基づいてお客様に出資いただいた本匿名組合員出資金の額を限度として、当該損失にお客様の出資割合を乗じて得られる減額相当額を分配します。

(14) 出資対象事業持分の内容

お客様が本匿名組合契約に基づいて取得される本ファンド持分は、商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく出資持分です。お客様は、本匿名組合契約に基づき、本営業から生ずる収益について、その分配を請求する権利を有しております。又、本匿名組合契約の終了時点において本営業に係る残余財産の分配を請求する権利を有しております。

## 13 出資対象事業の運営に関する事項

(1) 内容及び運営の方針

お客様が出資する対象事業は、営業者による有価証券等への投資事業になります。営業者は、本営業の遂行のため、運用会社との間で投資一任契約を締結し、お客様から出資いただいた金銭を原資とする有価証券等による運用の権限を運用会社に委託し、有価証券等の運用成果に基づく収益を原資としてお客様に分配することを目的とします。営業者は、投資対象債券への出資を目的とします。営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって適正に運営して参ります。

(2) 組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項

① 組織

本組合は、商法第 535 条以下に定める匿名組合契約によって成立する組合であり、匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資し、相手方がその営業から得られる利益又は損失を匿名

組合員に分配することを約する契約です。本営業は営業者が運営し、営業者が運用会社へ運用権限を委託する方法をもって有価証券投資等の営業を行います。

② 内部規則

本営業は、本匿名組合契約の規定にしたがって運営されます。

③ 本営業に関する意思決定に係る手続

本営業に関する意思決定は営業者の判断によって行われます。

④ 出資対象事業の運営体制

イ) 有価証券等の投資業務に係る体制

営業者が運用会社へ運用権限を委託する方法をもって行います。

ロ) 投資金額の回収、及び分配に係る体制

営業者に対して運用会社が運用指図を行うこととします。

⑤ 運用会社の概要

商号：TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

本店所在地：東京都港区虎ノ門 4-3-1

城山トラストタワー36階

登録番号等：(投資運用業者)

関東財務局長(金商)第384号

設立年月日：1998年7月31日

資本金：1億円

代表者：代表取締役 ジャスティン バロック

主な業務：第二種金融商品取引業、投資運用業

(3) 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

商号、名称又は氏名：ジェネシス合同会社

代表者：一般社団法人国際投資基盤機構

職務執行者：高橋法彦

資本金：200,000円

役割：本ファンド持分の発行及び本営業の運営

関係業務の内容：匿名組合、投資事業有限責任組合その他これらに類する国内外のファンド財産の運営、運用及び管理

設立年月日：2026年4月7日

資金使途：運用会社に対し有価証券等による運用権限を委託の上、運用会社において有価証券等の投資運用活動に使用すること、その他出資対象事業に係る営業者の運営に使用します

(4) 出資対象事業持分の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

前項 (3) に同じです。

(5) 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針

- ① 営業者は、各計算期間の末日において、本 (5) の定めに従って、当該計算期間に発生した本営業の利益及び損失（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失をいいます。以下同じ。）を、出資割合に応じて各本匿名組合員に（但し、営業者に分配すべき場合には営業者に）分配するものとします。
- ② 営業者は、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資割合に応じて当期利益を分配するものとします。但し、③に基づき本匿名組合員に分配された損失累計額の残高がある場合には、まず当該損失累計額に達するまで当期利益をもって充当し（但し、営業者が③に基づき負担している損失がある場合には、まず当該損失額に達するまで当期利益を充当した上で、その余があれば、本匿名組合員に分配された損失累計額に充当するものとします。）、その後、本匿名組合員に残余の当期利益を分配するものとします。
- ③ 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資割合に応じて当期損失を分配するものとします。但し、本匿名組合員に分配する当期損失の累積額は出資金額総額の残高を限度とし、当該累計額が出資金額総額の残高を超過する場合は、当該超過分の損失は営業者が負担するものとします。
- ④ 営業者は、各計算期日の末日から翌々月末営業日までの間で、営業者が裁量により指定する日（以下「金銭分配日」といいます。）に、金銭分配日において本分別管理用預金口座に残存する金額から、営業者が留保すべきと合理的に判断した金額を控除した残額を原資に、営業者の裁量により、各本匿名組合員に対して、前各項に基づき当該本匿名組合員に分配された利益の金額を上限として、出資割合に応じて支払うものとします。

(6) 事業年度、計算期間その他これに類する期間

本営業の計算期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の計算期間は本匿名組合の締結日からその直後の3月31日までとし、最後の計算期間は当該計算期間の開始日から本匿名組合契約の終了日までとします。

(7) 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項

- ① 営業者報酬  
該当はありません。
- ② その他の費用

前記「手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関してお客様が支払うべき対価に関する事項」に記載の手数料、報酬、諸費用をお支払いいただきます。

③ 租税の徴収

お客様及び営業者は、お客様と営業者の間における取引に関して、各自に課される租税の全て（お客様に対する利益の分配に課される税金を含む。）につき、各自が負担するものとします。なお、お客様は、適用ある租税の規定に従い、お客様に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を、営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。

(8) 分別管理の方法

営業者は、お客様の出資金、投資した有価証券等から得られる収益分配金等を、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別に下記分別管理用預金口座に預金し、分別管理いたします。

営業者は、お客様の出資金その他本営業に係る財産を、その他の匿名組合事業に関する出資金等と適切に区分して経理処理します。

(分別管理用預金口座)

銀行名：三井住友銀行（0009）

支店名：日比谷支店（632）

預金種類：普通預金

口座番号：9491258

口座名義：ジェネシス合同会社（組合口）

(9) 分別管理の実施状況及び私募集扱業者が当該実施状況の確認を行った方法

① 実施状況

営業者は、各計算期間に分別管理の実施状況の確認を予定しております。本分別管理用預金口座への出資金の払込みを受け次第、前記記載の方法による分別管理を実施いたします。

② 実施状況の確認方法

当社は毎月末日、営業者が本分別管理用預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理がなされていることを確認します。

(10) 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあっては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

① 当該有価証券の発行者

商号：Remara Mercury High Yield Trust

役割：出資対象事業の投資先有価証券（豪州債券）の発行者

関係業務の内容：信託業務

②出資対象事業持分の発行者又は①に掲げる者から金銭その他の財産の運用又は保管の委託を受ける者

出資対象事業持分の発行者である営業者は、本組合の有価証券運用を行うにつき、上記のとおり、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社に、本組合の運用権限を委託します。

当該有価証券の発行者である Remara Mercury High Yield Trust は、AMAL Trustees Pty Limited に金銭その他の財産の保管を委託します。

#### 14 出資対象事業の経理に関する事項

(1) 貸借対照表

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(2) 損益計算書

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(3) 出資対象事業持分の総額

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(4) 発行済みの出資対象事業持分の総数

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(5) 配当等の総額

お客様に対する利益配当の総額は、契約期間終了時における投資有価証券等の売却等による処分によって決定され、お客様に対する配当額は、お客様の出資割合に従って決定されることとなります。

(6) 配当等の支払方法

営業者は、各計算期日の末日から翌々月末営業日までの間で、金銭分配日に、金銭分配日において本分別管理用預金口座に残存する金額から、営業者が留保すべきと合理的に判断した金額を控除した残額を原資に、営業者の裁量により、各本匿名組合員に対して、当該本匿名組合員に分配された利益の金額を上限として、出資割合に応じて支払うものとします。

(7) 出資対象事業に係る財産の分配が、契約期間の末日以前に行われる場合は、当該分配に係る金銭の支払方法

該当はありません。

(8) 配当等に対する課税方法及び税率

本契約に基づく利益の分配に関しては、当該金額の 20.42%が税法に基づきお客様の雑所得として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、当該分配額から源泉徴収分を控除した後の金額となります。但し、税率は本書面作成日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。お客様が法人の場合には、法人の国内所得として、また、個人である場合には個人の所得として税金の申告をお客様各自で行う必要があります。詳細は「4 本契約に関する租税の概要」をご覧ください。

(9) 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(10) 自己資本比率及び自己資本利益率

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(11) 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合は、当該有価証券に関する事項

①発行地又は金融商品取引所その他これに準ずるものが所在する地域ごとの銘柄、当該有価証券が株券である場合にあっては、当該株券の発行者の業種、数量、金額(簿価の総額及び時価の総額又は評価額の総額をいう。)並びに当該有価証券が債券である場合にあっては、利率及び償還金額名称及び発行地

名称：Remara Credit Opportunities Note 3

発行地：オーストラリア連邦

②金額の評価方法

1 か月毎に 13- (10) -②に定める①の保管の委託を受ける AMAL Trustees Pty Limited から時価を入手することにより評価額を算定するものとします。

③本有価証券の評価金額が本営業の総額に占める割合

新規の募集となりますので確定しておりませんが、総額に対して概ね 90%~99%を①の銘柄が占める方針と致します

(12) 運用財産相互間取引の禁止の適用除外

運用者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 128 条第 1 号若しくは第 3 号若しくは第 129 条第 1 項第 1 号若しくは第 6 号に掲げる行為又は金融商品取引法第

二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第10号ハ(1)若しくは(2)に掲げる行為に該当するものを除き、自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（金融商品取引法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用を行うことができません。

以上